令和5年度 江戸川区立篠崎第四小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれ る人権尊重の理念の実現を目指す条 例
- · 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

学校の教育目標

- ・よく考え、つくり出す子
- みんなと、ともにのびる子
- ・たくましく 生きる子

人権教育の目標

- ○基礎的基本的な内容を確実に定着さ せ、個々の資質や能力を伸ばす。
- ○偏見や差別をなくし、自分や他の人を 大切にする心や態度を育てる。

人権教育に関する指導の実態把握

目標策定の方針

・児童の実態や願い

学校評議員からの意見

・保護者の願い

教職員の願い

・地域社会の願い

- ・学校評価 (自己評価)
- ・保護者、学校評議員による 外部評価
- ・児童による学校アンケート

目指す児童・生徒像

- (低) 友だちとなかよくできる子
- (中) 友だちを思いやり、協力し合える子
- (高) 亙 の良さを認め合い、協力し合える子

人権教育を通じて育てたい資質・能力 (知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面)

児童の発達段階を考慮し、各教科・道徳・特別活動等の教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別を無くし、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるように計画的に指導し、それが行動や態度に現れるようにする。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- ≪普遍的な視点からの取組≫
- ○多様性の受容…お互いの違いを認め合う寛容性を生む。
- ○コミュニケーション能力…能動的な傾聴の能力や自分の感情を適切に伝える能力を養う。
- ≪個別的な視点からの取組≫
- ○外国人…外国人に対する偏見や差別の解消を考える活動を通し、異なる習慣や文化をもった人々への理解を深める。

学年•学級経営

- ・元気なあいさつや気持ちの良い言葉づかいができる健やかな人間関係づくり
- ・望ましい基本的な生活習慣の育成
- ・問題に対する早期発見、早期対応
- ・家庭、地域社会、関係諸機関との連携

日常的な指導教科等の指導

- ○朝の全校読書…豊かな心の育成
- ○植物の栽培飼育活動…生命の尊さの体験
- ○清掃活動…協力して働く大切さ
- ○通学班登校…好ましい人間関係の育成
- ○なかよし班活動…異学年との交流
- ○募金活動…思いやりのある心の育成

- 学習と確かな学力を保障する。
- 自ら考え、主体的に判断したり表現したりすることを重視 した問題解決的な学習活動を取り入れる。
- 人権問題に対する科学的・合理的な見方や考え方を身につけさせる。
- 様々な体験活動から感性をゆさぶり豊かな心情を育てる

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・教師と児童の信頼関係や児童相互の好ましい人間関係を築く
- ・児童一人一人のよさを認める
- ・児童が学び合う学習展開
- ・地域の方々とふれあう学習計画

教職員の研修

- ・生活指導研修会 (児童理解のための情報交換・外部講師 による講演、演習等)
- ・授業改善を図る授業研究

校種間の連携

- · 小中 5 校連絡会
- ・チャレンジザドリーム

家庭・地域との連携

- 保護者会
- 学校公開
- · PTA 役員会·運営委員会
- ・学校アンケート